

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 産業医制度等に係る省令の改正

～ 産業医の位置づけや役割が見直されます ～

厚生労働省は、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行っていた労働政策審議会より、3月13日に「妥当」との答申を受けて省令の改正を進める予定です。（平成29年3月公布、平成29年6月1日施行予定）

近年重要度の増している「過重労働による健康障害の防止」「メンタルヘルス対策」等の多様化する労働者に対する健康確保対策が、事業場において効率的かつ効果的に実施されることを目的として産業医の位置づけや役割について見直しが行われます。

## 【省令案のポイント】

対応条文	項目	改正の内容
労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文関係	健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要な情報の医師等への提供	事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならないこととする。
労働安全衛生規則第52条の2関係	長時間労働者に関する情報の産業医への提供	事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。
労働安全衛生規則第15条関係	産業医の定期巡視の頻度の見直し	少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月1回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする。

\*産業医は、全業種において労働者が50人以上の規模の事業場ごとに選任しなければなりません。

## ■厚生労働省 報道発表資料2017年3月13日

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000154537.html>